

## 随意契約参加確認公募

次のとおり、公募します。

令和7年5月30日

旭川市長 今 津 寛 介  
( 公 印 省 略 )

### 1 公募する趣旨

本契約については、いじめをはじめとする児童生徒の多様な悩みに関する相談に対応するため、極めて高い専門性が必要になることに加え、相談内容を的確に把握し、迅速な支援につなげるため、旭川市域の事情に精通している必要があることから、「労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団」（以下「契約予定者」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、契約予定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本契約の受注を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、応募する者がいない又は応募要件を満たす者がいない場合にあっては、契約予定者との契約手続に移行し、応募要件を満たす者がいる場合にあっては、契約予定者と応募者とで競争性のある契約手続に移行する。

### 2 契約概要

- (1) 業 務 名 令和7年度チャットによるいじめ相談対応業務
- (2) 契約内容 令和7年度チャットによるいじめ相談対応業務仕様書によるものとする。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

### 3 応募要件

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 旭川市内に事業所を有する者であること。
- (3) 過去2年間に子ども、女性等に関する相談業務（チャットによるものに限る。）を地方公共団体から受託し、履行した実績を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 旭川市競争入札等参加資格者名簿に登録されている者は、公募の日から参加意思確認書提出日までのいずれの日においても、旭川市競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。それ以外の者にあっては、同要領別表第1及び別表第2に掲げる措置要件に該当していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態

が著しく不健全である者でないこと。

(7) 宗教法人や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

(8) 市町村税（特別区にあっては都税）並びに消費税及び地方消費税に滞納がないこと。

#### 4 手続等

##### (1) 担当部局

旭川市１０条通１１丁目 旭川市子ども総合相談センター内

旭川市いじめ防止対策推進部いじめ防止対策推進課

電話 ０１６６－７６－５５２３ FAX ０１６６－２６－５５０８

##### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和７年５月３０日から令和７年６月１９日まで（１）の場所で交付する。

##### (3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和７年６月２０日（金）１７時まで（１）の場所に持参すること。

#### 5 その他

詳細は公募説明書による。